

NISA(成長投資枠、つみたて投資枠)活用

NISAで投信!

資産運用応援キャンペーン

キャンペーン期間 | 令和6年7月1日(月) ~ 令和7年2月28日(金)

- ① NISA(成長投資枠)を利用し、スポット(一時払い)で投資信託を30万円以上で購入された方にもれなく

現金**500円**をプレゼント!

- ② 上記の方がさらに、NISA(成長投資枠、つみたて投資枠どちらでも可)を利用して定時定額取引を1万円以上で契約されると、追加で

現金**500円**をプレゼント!

*キャンペーン期間内に①スポットと②定時定額の両方の条件を満たす場合は、どちらが先であってもかまいません。ただし定時定額のみの方は対象になりません。



☆ NISA(成長投資枠) 利用によるスポット投資を30万円以上で現金500円プレゼント



☆ NISA(成長投資枠、つみたて投資枠) 利用による定時定額を1万円以上で契約されると追加で現金500円プレゼント

投資信託のご注意事項

- 投資信託はご購入時等に各種手数料が必要となります(購入時手数料(申込代金の最大3.30%) + 運用管理費用(信託報酬として純資産総額に対し最大年2.42%) + 信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.3%))。詳細は各商品の交付目論見書等で確認ください。●投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客様ご自身の負担となります。●投資信託は預金保険の対象ではありません。●当金庫が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度は適用されません。●当金庫は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。●投資信託をご購入の際は、店頭窓口にご用意している交付目論見書等を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●この資料は、大阪シティ信用金庫が作成したもので、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。●投資信託のお取引はクーリングオフの対象になりません。

NISAで投信キャンペーンのご留意事項は裏面に記載しています。必ずお読みください。



◀ 当金庫ホームページ

信頼で地域とつながる
 大阪シティ信用金庫

商号等/大阪シティ信用金庫
登録金融機関 近畿財務局長(登金)第47号
加入協会/日本証券業協会

NISAキャンペーンについてのご留意事項

- NISA口座の保有者（既にNISA口座を持っている方、新たにNISA口座を開設した方どちらでも可）がキャンペーン期間中にNISA（成長投資枠）を利用しスポット（一時払い）で30万円以上購入された方にもれなく現金500円をプレゼント。（但し、しんきんインデックスファンド225を除く）
- 上記の方（NISA利用でスポット30万円以上購入）がNISA（成長投資枠、つみたて投資枠どちらでも可）を利用して、定時定額取引（積立）を1万円以上で契約されると、さらに現金500円をプレゼント。但し、現金プレゼント入金までに契約を廃止された方、インターネット取引で引落終了年月の設定をしている方は対象外とさせていただきます。

*定時定額取引（積立）で1万円以上の契約については1契約につき1万円以上の定時定額取引契約とします。例えば、A商品5千円とB商品5千円合計1万円以上の契約の場合、2回に分けての契約となり、1契約ではないので対象外となります。

A商品1万円とB商品5千円と契約を分けた場合でも、A商品1万円が1契約につき1万円以上ですので対象となります。

*キャンペーン期間終了時点で契約の金額が1万円未満の場合は対象外となります。

*ボーナス設定金額はキャンペーン対象となりません。また、定時定額契約の増額分も対象となりません。

*インターネットでの定時定額契約の場合、引落終了年月を設定できますが、引落終了年月を設定された場合、対象から外れます。インターネット契約で定時定額取引契約される方はご注意ください。

*キャンペーン期間の対象は定時定額取引の場合、定時定額の引落月ではなく契約月を対象としているのでご注意ください。

*複数回契約されても現金プレゼントはお1人さま1回限りです。

*現金振り込みは令和7年4月末頃を予定しています。



NISA 制度に関する留意事項

●NISA 制度の改正に伴い、従来の「一般NISA」および「つみたてNISA」（以下、「従来のNISA」といいます）での投資は2024年以降できなくなりました。●従来のNISAでの投資分は、2024年以降のNISAの非課税保有限度額（総枠）とは別枠で、当初の非課税保有期間終了まで非課税のまま保有することができます。ただし、当該非課税保有期間中、もしくは期間終了時に2024年以降のNISAに移管することはできません。●NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座（一金融機関）の開設となります。また同一年に複数の金融機関のNISA口座で、金融商品の購入はできません。●NISA口座は、1年単位で金融機関を変更することができます。ただし変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。●NISA口座以外の口座で保有されている投資信託等をNISA口座に移管することはできません。また、NISA口座で保有されている投資信託等を、他の金融機関のNISA口座に移管することはできません。●NISA口座で設定されている年間非課税投資枠は、保有している投資信託等を売却しても、その非課税枠の再利用はできません。また、その年の非課税投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。●累計の非課税保有額については、保有している投資信託等を売却した場合、翌年以降その非課税枠を再利用することができます。その場合、簿価（取得価額）残高方式で管理されます。●収益分配金をNISA口座で再投資する場合は、新たに非課税投資枠を使用することになります。●NISA口座内で生じた損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する投資信託・有価証券の売買益や分配金等と損益通算することができます。また損失の繰越控除の適用も受けられません。●投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）についてはそもそも非課税のため、NISA口座の非課税メリットを享受することができません。●NISA口座で購入できるのは、当金庫が取扱う投資信託の中でも一定の要件を満たすものに限られます。また、つみたて投資枠では定期的、継続的な方法での買付に限られますので、ご利用にあたっては定時定額買付サービスのお申込みが必要です。●つみたて投資枠では、購入した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。●基準超過日（NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以降5年を経過した日）ごとにお客さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。基準超過日から1年以内に確認できない場合、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への対象商品の受け入れができなくなります。

詳しくは、窓口または営業担当者までお問い合わせください。